

令和元年5月28日

朝霞市の公共施設に関する受動喫煙防止への対応について

健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するための朝霞市の対応については、以下のとおりとする。

1 改正法の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

2 市の公共施設での対応について

市の全ての公共施設は、「敷地内禁煙」とする。

ただし、改正法では、喫煙場所の設置について推奨するものではないが、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所であれば喫煙場所を設置することができるとしている（特定屋外喫煙場所）。

必要な措置は次のとおり

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③ 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
- ④ 近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにすること。

上記の措置を講じても、望まない受動喫煙が発生する場合は、更なる措置を講じるか、喫煙場所を閉鎖すること。

また、措置以上の、壁、天井等で喫煙場所が区画され、煙を浄化する設備等を備える配慮も望ましい。

3 周知について

広報・ホームページへの掲載、周知ポスターを施設と喫煙場所に掲示

4 敷地内禁煙開始日

令和元年7月1日

担当：朝霞市こども・健康部健康づくり課